

# ○大府市就業支援センター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護等の生活支援を必要とする者等の生活の安定及び再就職の促進を図るため、市が行う生活支援に係るサービスの案内及び情報提供並びに愛知労働局が行う職業相談、職業紹介等を一体的に実施することにより、利用者に対する総合的な生活及び就業に関する支援を行うことを目的として設置する大府市就業支援センター(以下「センター」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 センターは、大府市中央町五丁目74番地N T T西日本大府ビル内に設置する。

(職員)

第3条 センターに必要な職員を置く。

(守秘義務)

第4条 センターの職員は、正当な理由がなく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(管理運営)

第5条 センターの管理運営は、産業振興部商工労政課及び愛知労働局刈谷公共職業安定所が共同して行う。

(開設時間及び休業日)

第6条 センターの開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで(前2号に掲げる日を除く。)

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、愛知労働局と協議の上、開設時間若しくは休業日を変更し、又は臨時休業日を定めることができる。

(取扱事務)

第7条 センターにおいて取り扱う事務は、次のとおりとする。

- (1) 市が行う事務 生活支援に係るサービスの案内及び情報提供に関すること。
- (2) 愛知労働局刈谷公共職業安定所が行う事務 職を求める者への職業相談、職業紹介等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用者に対する総合的な生活及び就業に関する支援のために必要なこと。

(協議会の設置等)

第8条 センターを円滑に運営するため、センターに大府市就業支援センター事業運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターにおいて行う就労支援に関する事業（以下「事業」という。）の計画の策定及び事業報告の作成に関すること。
- (2) 事業の推進に関すること。
- (3) 事業の連絡調整に関すること。
- (4) 大府市就業支援センター事業に関する協定書の改廃に関すること。
- (5) その他事業を円滑に運営するために必要な事項  
（協議会の組織等）

第9条 協議会は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 商工労政課長
- (2) 青少年女性課長
- (3) 地域福祉課長
- (4) 子育て支援課長
- (5) 愛知労働局職業安定部職業安定課長補佐
- (6) 愛知労働局刈谷公共職業安定所次長
- (7) 日本労働組合総連合会愛知県連合会知多地域協議会代表者
- (8) 大府市雇用対策協議会代表者
- (9) その他市長が必要と認める者

2 協議会に会長を置き、商工労政課長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第11条 協議会の庶務は、産業振興部商工労政課において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、愛知労働局と協議し、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。